

令和2年度事業計画

I 基本計画

現在我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により労働力不足に直面し、長時間労働や賃金格差の問題もおきています。

国はその対策として「働き方改革推進法」を制定し、働きたいのにさまざまな制約により働けない人が労働参加できる社会をつくるとしています。また、高齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度による65歳までの高齢者雇用確保措置も導入されております。

就労については、シルバー人材センターもそれを担う機関ですが、そのスタイルは登録した会員に就労機会の提供を行う形態を採用しております。入会動機について会員アンケートをみると「生活費を補うため」「健康を維持するため」、「社会とのつながりを維持したい」、「社会に役立ちたい」という思いが多数を占めています。

当センター会員の就労形態は、剪定や除草作業、施設管理等の請負、民間会社への派遣等多岐にわたっており、会員の年齢構成は、60歳代が少なく70歳代が大部分を占めております。

このような現状を踏まえ、公益社団法人として地域の要望に応え、社会貢献する使命を果たしていくためには、会員数を増やしていくことが急務であります。さらに、経営の安定と継続性を図るため、会員・役員・事務局職員が一体となりこれまで以上に、効率的・効果的な事業運営に努めてまいります。

II シルバー事業実施計画

(1) 新規会員の増強及び会員の退会抑止

シルバー事業を支えているのは会員であり、事業の拡大・活性化を図るためには会員数の増強は必要不可欠です。これについては、全シ協においても「第2次会員100万人達成計画」を掲げ全センター参加の下、強力に推進しているところです。そのためには、当センターの魅力を高めてシルバー事業に関心を持ってもらうため、広報活動の強化に取り組みます。特に、最近では介護等の仕事も増えていることから、女性会員の増加にも力を注ぎます。

とりわけ有効性が高いのは、会員の口コミを活用したシルバーの宣伝です。山口県シルバー人材センター連合会と一体となり取り組む「1人1入会」の会員増強策についても成果がでてきているところですが、これには、会員一人ひとりが積極的に発信するとともに、知り合いの方を会員自ら勧誘し入会してもらうことが会員増加に直接結びつきます。また、「ふくふくサポート隊」と連携し、女性に関心の高い催しと入会説明会をセットとした事業の実施による入会者数の増加に努めるとともに、会員同士の交流を図るための施策を推進し退会会員の減少にも努めます。

(2) 労働者派遣・有料職業紹介事業の拡大

請負や委任になじまない業務については、引き続き労働者派遣事業及び有料職業紹介事業で対応します。特に昨年度は、労働者派遣事業が大きく伸びました。今後労働力の減少が見込まれる中、各企業に対し当センターが実施している派遣事業及び有料職業紹介を周知することにより就業開拓に努め、会員に対しては多様な働き方を提供してまいります。

(3) 安全就業の推進

安全就業は、シルバー事業の原点であり、傷害事故や損害賠償事故を防止するため、「会

員の安全就業基準」の遵守徹底など引き続き組織をあげて取り組むとともに、安全管理委員会が中心となって行う就業現場のパトロールによる安全指導の実施や、安全就業に必要な知識を習得するため各種講習会や研修会を開催します。

また、会員自らが身体機能を把握し健康の維持管理に努め、健康診断の受診や日常的な健康管理、体力づくりに取り組むよう広報活動などを通じて意識の向上を図ってまいります。

(4) 適正就業の推進

就業については、引き続き既存の請負・委任業務の再点検を行い、適正就業に努めます。

また、ローテーション就業の徹底及び長期就業の解消などのワークシェアリングを推進してまいります。

(5) 普及啓発活動の推進

地域社会全般に対して、シルバー事業の目的や仕組みをはじめ活動等を広くPRするため、広報紙「よろこび」を年4回発行し会員及び関係先へ配布します。また、市の広報誌・ホームページ・タウン情報紙等への記事掲載、馬関まつりの参加や各地区文化祭でのチラシ配布など広報活動を通じてシルバーの普及啓発に努めてまいります。

(6) ボランティア活動の実施

公益活動の一環として、各地域において清掃作業等ボランティア活動を実施します。

また、当センターは山口県警より交通安全アンバサダーの認定を受けており、子供、高齢者の見守り活動などの社会貢献活動も推進してまいります。

(7) 組織体制の強化

公益社団法人としての理念に基づき、自主・自立、共働・共助の考えの下、理事会を中心に各専門委員会と協力し自主的・積極的な活動を行い、役職員・会員はもとより、一般市民の意見も取り入れセンターの活性化や効率的な業務運営に取り組みます。

また、当センターの収支の改善を図り、今後想定されるリスクにも対応可能な体制を構築します。公益社団法人に課せられた収支相償の原則を遵守することは当然ですが、当センターの運営をするうえで、以上で述べたような事業の発展のためには収益の改善を図る必要があります。また、派遣法の施行による同一労働・同一賃金の派遣契約の締結、消費税改正に伴い今後始まるインボイス制度への対応、これらの事務処理を迅速且つ適切に行うためのシステムの構築などの事務局体制の強化、配分金の郵便振替による手数料負担が始まることによる経費の増加等、これらを念頭に事務費の見直し等を推し進め適正な公益社団法人会計の実現を図ってまいります。

Ⅲ 法人管理事業

年間主要会議など

定 時 総 会	年 1 回
理 事 会	年 4 回以上
総務運営委員会	年 2 回以上
事業推進委員会	年 2 回以上
安全管理委員会	年 2 回以上
就業調整委員会	年 1 回以上
普及啓発推進委員会	年 2 回以上